

○国土交通省告示第千二百九十二号
自動車損害賠償保障法施行令（昭和三十年政令
第二百八十六号）第二十二条第一項の規定に基づ
き、損害のてん補額の支払の請求の受理、てん補
すべき損害額に関する調査、損害のてん補額の支
払その他自動車損害賠償保障事業の業務のうち損
害のてん補額の決定以外のものを委託した保険会
社のうち委託契約を解除したものがあるので、平
成三年運輸省告示第百九十五号は、廃止する。
平成十六年十月十三日
国土交通大臣 北側 一雄